

地域未来投資促進法に係る基本計画の変更(案)について

1 地域未来投資促進法

(1) 法の趣旨・内容 (H29. 7. 31 施行)

地域特性を生かして高い付加価値を創出し、相応の経済効果を及ぼす事業(以下「地域経済牽引事業」という。)を促進することで地域経済における稼ぐ力の好循環を実現する。

(2) 事業者等への主な支援

企業が、自治体の策定した基本計画に沿った地域経済牽引事業計画を作成し、県などから承認を受けることで各種支援を受けることが可能となる。

税制・補助：法人税(国)の税額控除、未来創造立地促進事業補助金(県)など

規制の特例：農振除外・農地転用や市街化調整区域における開発行為の許可などに係る配慮

(3) 現行の基本計画

- ・ 策定者 新潟市・聖籠町・新潟県
- ・ 計画期間 概ね5年間(平成29年12月～令和5年3月末)
- ・ 地域特性分野
 - ① 新潟市・聖籠町の航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ② 〃 の米などの農業特産物を活用した食品・バイオ関連分野
 - ③ 〃 の地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工などの技術を活用した成長ものづくり分野
 - ④ 〃 の情報通信関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野
 - ⑤ 〃 の拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野
 - ⑥ 新潟港・新潟空港等の拠点性の高い交通インフラを活用したエネルギー関連分野

2 鳥屋野潟南部開発計画の推進に伴う主な変更点

(1) 重点促進区域の設定

鳥屋野潟南部開発計画のうち、開発が予定されている「住居・交流拡大ゾーン」について、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図る区域として設定。⇒規制特例を活用した土地利用調整へ。



(2) 地域特性分野の追加

住居・交流拡大ゾーンのコンセプトに沿った、地域特性分野を追加(⑦番目の地域特性分野)。

「鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力を生かし、食と花・みなとまち文化などの観光資源と連携した交流拡大まちづくり分野」